

糸島市サイクルスタンド等整備補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、糸島市の自転車による観光(サイクルツーリズム)の振興の一環として自転車観光客へのおもてなし気運の醸成を図ることを目的とし、サイクルスタンド等整備に関する事業を実施する事業者等に対し、市が予算の範囲内で交付する糸島市サイクルスタンド等整備補助金(以下「補助金」という。)に関し、糸島市補助金等交付規則(平成22年1月1日告示第55号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となるのは、糸島市内に来店型の事業所を有する法人又は個人事業主とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象者とししない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)である場合
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者である場合
- (4) その他市長が不相当と認める場合

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業は、補助対象者がサイクルスタンド等整備を行う事業とする。

2 サイクルスタンド等整備を行う事業は、下記に掲げる補助対象設備(以下「対象設備」という。)を設置する事業をいう。ただし、対象設備のうち、少なくとも(1)を購入し設置することとし、すでに(1)を保有している場合は、その他の対象設備も対象とする。

- (1) サイクルスタンド
- (2) フロアポンプ
- (3) 自転車専用工具

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、前条の規定による事業に直接要する経費で、対象設備の購入費、設置費に係るものとする。

(補助率及び補助上限額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の4分の1以内の額とし、1事業者(もしくは1設置場所)につき9千円を上限とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。ただし、算出した補助金の額が1,000円未満の場合は1,000

円とする。

3 この補助金の補助対象期間は、第7条に規定する交付決定の日から、当該年度2月末までに整備・支払が完了したものを補助対象とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、糸島市サイクルスタンド等整備補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(事業実績書)(様式第2号)
- (2) 収支予算(決算)書(様式第3号)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査のうえ、予算の範囲内で補助金の交付の可否を決定し、糸島市サイクルスタンド等整備補助金交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第8条 補助対象者は、補助事業を変更し、又は中止しようとするときは、糸島市サイクルスタンド等整備補助金変更・中止承認申請書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて提出し、市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更の場合を除く。

- (1) 事業計画書(様式第2号ただし、変更の場合に限る。)
- (2) 収支予算書(様式第3号ただし、変更の場合に限る。)
- (3) その他事業の変更又は中止を説明するための書類

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査のうえ、補助事業の変更又は中止の承認の可否を決定し、糸島市サイクルスタンド等整備補助金変更・中止承認決定通知書(様式第6号)により補助対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助対象者は、補助事業を完了したときは、糸島市サイクルスタンド等整備補助金交付実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(事業実績書)(様式第2号)
- (2) 収支予算(決算)書(様式第3号)
- (3) 対象設備の購入に要した費用に係る領収証等の写し
- (4) 対象設備の設置状況が分かる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第10条 市長は、前条の実績報告を受けたときは、その内容を審査のうえ、適正と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、糸島市サイクルスタンド等整備補助金交付額

確定通知書（様式第8号）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の請求及び支払い）

第11条 補助対象者は、補助金の支払を受けようとするときは、糸島市サイクルスタンド等整備補助金請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を支払うものとする。

（帳簿類の整備保存）

第12条 補助金の交付を受け事業者は、当該事業の実施に関する帳簿類を常に整備し、市長が指定するものを除き、事業を実施した年度の翌年度から5年間これを保存しなければならない。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年9月1日から施行する。